

2019年JMRC中部ダーツトライアル選手権規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という）は、2019年 JMRC中部ダーツトライアル選手権規定を以下のとおり制定する。

第1条 JMRC中部ダーツトライアル選手権区分

1. JMRC中部ダーツトライアル選手権
（JAF中部ダーツトライアル選手権とダブルタイトルとする）
2. JMRC中部ダーツトライアルミドル選手権
 - 1) JMRC中部ダーツトライアル東海シリーズ
 - 2) JMRC中部ダーツトライアル北陸シリーズ

第2条 競技会の格式

1. JMRC中部ダーツトライアル選手権
競技の格式は準国内格式とする。
2. JMRC中部ダーツトライアルミドル選手権
地方格式または準国内格式とする。

第3条 開催数

1. JMRC中部ダーツトライアル選手権
最大開催数を10開催とする。
2. JMRC中部ダーツトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
最大開催数を10開催とする。

第4条 組織

JMRC中部に加盟のJAF公認・加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 開催資格

1. JMRC中部ダーツトライアル選手権
オーガナイザーはJAF規定に準ずる開催経験を十分につんでいること。
2. JMRC中部ダーツトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
オーガナイザーは、開催経験をつんでいること。

第6条 登録申請

登録申請は9月中旬のカレンダー調整会議にて行うものとする。
なお、開催予定はJMRC中部ダーツトライアル部会に書面等で提出すること。
（8月中旬から受付）

第7条 開催日程

1. JMRC中部ダーツトライアル選手権
2019年1月1日から10月第1日曜日までとする。

2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
2019年1月1日から10月第4日曜日までの日曜日とする。
3. 基本日程はJMRC中部ダートトライアル部会が定めるものとする。

第8条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則、申し合わせ事項を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 参加車両

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（以下「2019年JAF選手権規定」という）およびJMRC中部共通規則に準じた車両とする。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
2019国内競技車両規則およびJMRC中部共通規則に準じた車両とする。

第10条 クラス区分

JMRC中部タイトル戦は、JAF選手権規定「参加車両」の分類に基づき、下記のクラス区分とする。なお、JMRC中部タイトル戦以外の競技会は、クラス区分を特別規則書に明記すること。

1. JMRC中部選手権

RWD：排気量にクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

PN・S1500：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両（車両規定はスーパー1500車両規定で運用する）、気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両、全てのAE車両

N1：排気量によるクラス区分を行わない2輪駆動のN車両

、気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両

、気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

N2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のSA・SAX・SC車両

S2：排気量によるクラス区分を行わない4輪駆動のSA・SAX・SC車両及びD車両

2. JMRC中部ミドル選手権（東海、北陸シリーズ）

1) 東海シリーズ

RWDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

FWDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、前輪駆動のP・N・N
・B・S・A・S・A・X・S・C・D車両

4WDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のN
・B・S・A・S・A・X・S・C・D車両

2) 北陸シリーズ

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN・B・S・A・S・A・X・
S・C・D車両

クラス2：気筒容積1500ccを超える2輪駆動のN・B・S・A・S・A・X・
S・C・D車両

クラス3：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN・B・S・A・S・A・X・
S・C・D車両

クラス4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN・B・S・A・S・A・X・
S・C・D車両

第11条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
2. 20才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
3. 競技運転者は、競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険またはJMRC共済に加入していること。

第12条 参加人数

150名までとする。

第13条 参加制限

1. 1つの競技会に同一運転者は、1つのクラスしか参加できない。また、JMRC中部選手権と東海シリーズまたは、北陸シリーズが併設される競技会においては、クラス区分が異なるため、双方への参加はできない。
2. JMRC中部ダートトライアル選手権
全日本選手権シード選手（1位のみ）の参加はできない。
3. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
前年度のJMRC中部ダートトライアル選手権における各クラスのシリーズ3位内に入賞した者は得点および賞典は与えられるがシリーズ順位から抹消される。

第14条 シリーズおよび競技の成立

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
2019年JAF選手権規定に準ずる。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）

- 1) シリーズの成立
2回以上の競技会開催でシリーズ成立とする。
- 2) 競技の成立
各クラスの成立は2台以上の参加申込み受理で成立とする。

第15条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無くして開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度のJMRC中部選手権戦の登録申請を認めない場合がある。

第16条 得点基準

1. JMRC中部選手権において、各選手権競技会の成立したクラスごとに、競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- 1) JMRC中部ダートトライアル選手権
2019年JAF選手権規定に準ずる。
- 2) JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
開催戦数の80%（少数点以下四捨五入）の競技会を得点合計の対象とする。ただし、開催された当該クラスの競技会の合計数が5競技に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象とする。
2. JMRC中部選手権は、同一選手権の同一クラスであれば異なる車両であっても得点を与えられるが、他の選手権との得点合計は出来ない。
3. 有効得点の集計において、複数の競技運転者が同一得点を得た場合、上位の得点回数が多い順とする。
なお、上位得点回数が同じ場合は有効外の上位得点が多い順とする。

第17条 JMRC中部選手権順位の抹消

最終集計時に以下の該当者の得点は抹消され選手権順位を繰上げとする。
但し、その場合、得点の再集計は行わず順位のみを繰上げとする。

1. 当該シリーズの最終戦までに、JMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明が出来なかった者。

第18条 保険

オーガナイザーは、JAF規定に基づく傷害保険（共済制度を含む）を付保すること。

オーガナイザーは、JMRC中部指導に基づく主催者賠償責任保険を付保すること。

第19条 シリーズ表彰

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
JMRC中部は、各クラス上位6名を成績優秀者としてその栄誉を称えモータースポーツDAYで表彰する。
但し、参加人数の少ないクラスは表彰者数を減ずる場合がある。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
JMRC中部は、各クラスのシリーズ1位の者を成績優秀者としてその栄誉を称えモータースポーツDAYで表彰する。
なお、シリーズ表彰式はJMRC中部ダートトライアル部会の承認のうえ、各シリーズで行う。

第20条 JMRC全国オールスター、西日本フェスティバル出場権

1. JMRC全国オールスター
(JAFカップオールジャパンダートトライアル併設)
 - 1) JMRC中部ダートトライアル選手権
各クラス上位6名（JMRC全国オールスターのクラス区分に対して、出場権があるものとする）
2. 西日本フェスティバル
 - 1) JMRC中部ダートトライアル選手権
優先順位として上位者から出場権があるものとし、参加者の状況により調整する。
 - 2) JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
優先順位として上位者から出場権があるものとし、参加者の状況により調整する。
 - 3) ダートトライアル部会の推薦に基づく者

第21条 付則

1. JMRC中部ダートトライアル選手権のレディースクラスを設けるのは主催者の任意とする。(JMRC中部ダートトライアル選手権のみ適用)
但し、クラスの有無にかかわらず得点の集計は行い、上位者はモータースポーツDAYで表彰する。
2. 本選手権規定は2019年1月1日から施行する。
3. 本規定に疑義が生じた場合はJMRC中部ダートトライアル部会で審議し、JMRC中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。

2018.7.3 JMRC中部運営委員会承認

JAF中部地域クラブ協議会
JMRC中部ダートトライアル部会